目　　次

主福祉制度一覧表 …… 4

1．相談・窓口について …… 6
(1) 障がい者相談事業所 …… 6
(2) 障がい者相談員 …… 7
(3) 障がい者虐待防止センター …… 7
(4) 障がい者団体 …… 8
(5) 障がい者福祉サービス事業所 …… 10
(6) 障がい福祉行政機関 …… 12

2．障害者手帳について …… 13
(1) 身体障害者手帳 …… 13
(2) 療育手帳 …… 14
(3) 精神障害者保健福祉手帳 …… 15
別表 ・身体障害者程度等級表 …… 16
・療育手帳の判定基準 …… 17
・精神障害者保健福祉手帳の判定基準 …… 17

3．手当・年金等について …… 18
(1) 特別障害者手当・障害児福祉手当 …… 18
(2) 特別児童扶養手当 …… 18
(3) 児童扶養手当 …… 19
(4) 心身障害児介護手当 …… 19
(5) 心身障害者扶養共済制度 …… 20
(6) 生活福祉資金貸付制度 …… 21
(7) 障害年金 …… 21
(8) 特別障害給付金 …… 21

4．医療について …… 22
(1) 重度心身障害者医療費の助成 …… 22
(2) 人工血液透析患者通院費の助成 …… 23
(3) 後期高齢者医療制度の適用 …… 23
(4) 自立支援医療費の支給（更生医療・育成医療・精神通院医療） …… 24
別表 ・自立支援医療に係る利用者負担額について …… 25

5．福祉用具等の給付・貸与について …… 26
(1) 補装具費の支給 …… 26
(2) 日常生活用具の給付 …… 27
別表 ・補装具費支給・日常生活用具給付制度に係る利用者負担額について …… 28

(3) 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等助成事業について ……２８
(4) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付 ……２９
(5) 福祉機器リサイクル事業 ……２９
(6) 身体障害者補助犬給付事業 ……３０

６．障がい福祉サービスについて ……３１
(1) 介護給付 ……３１
(2) 訓練等給付 ……３１
別表 ・障がい福祉サービスを利用できる難病について ……３２
・障がい福祉サービスを利用するまでの流れ ……３４
・障がい福祉サービスに係る利用者負担額について ……３５

７．地域生活支援について ……３６
【地域生活支援事業】 ……３６
(1) 意思疎通支援事業 ……３６
(2) 移動支援事業 ……３６
(3) 地域活動支援センター事業 ……３６
(4) 訪問入浴サービス事業 ……３７
(5) 更生訓練費給付 ……３７
(6) 知的障害者職親委託制度 ……３７
(7) 日中一時支援事業 ……３７
日中短期入所 ……３７
(8) 社会参加促進事業 ……３８
① 手話・音訳・点訳奉仕員養成事業 ……３８
② 点字・音読広報発行 ……３８
③ 知的障害者本人活動支援事業 ……３８
④ 障がい者スポーツ大会 ……３８
⑤ 自動車改造助成事業 ……３８
⑥ 自動車運転免許取得助成事業 ……３８
(9) 成年後見制度利用支援事業 ……３９
(10) 療育等援助事業 ……３９
(11) 市民手話講習会 ……３９

【その他の助成・支援事業】 ……４０
(1) 住宅改修助成事業 ……４０
・日常生活用具給付 (住宅改修費) ……４０
(2) タクシー料金助成事業 ……４１
(3) 心身障害者等理容等サービス事業 ……４１
(4) リフト付福祉バス運行事業 ……４２

８．障がい児通所支援について ……４３
(1) 児童発達支援 ……４３
(2) 医療型児童発達支援 ……４３
(3) 居宅訪問型児童発達支援 ……４３
(4) 放課後等デイサービス ……４３

(5) 保育所等訪問支援 ……４３

９．税金の減免等について ……４４
(1) 軽自動車税（種別割） ……４４
(2) 自動車税(種別割)、自動車税環境性能割 ……４４
別表 ・減免対象者の範囲 ……４６
(3) 税の障害者控除等 ……４７

10. その他の各種割引・優遇措置について ……４８
(1) 各種交通機関の運賃割引 ……４８
(2) 有料道路の通行料金割引 ……４９
(3) おもいやり駐車場利用証の交付 ……５０
(4) ヘルプマーク・ヘルプカード ……５１
(5) 駐車禁止規制の適用除外 ……５１
(6) ＮＨＫ放送受信料の免除 ……５２
(7) 電話番号案内（１０４）の無料利用 ……５２
(8) 携帯電話の料金割引 ……５３
(9) 市内公共施設等における優遇措置 ……５３

点字、指文字
障がい者に関するマーク
障がい者用トイレマップ

■記載されている電話番号は、日向市の市外局番（0982)を省略してあります。
■掲載している制度内容等が変更・廃止されている場合もありますので、詳細は各機関等へお問い合わせください。
■このてびきにおける「障害」の表記については、法律名や組織・団体名などの名称、その他平仮名交じりの表記が適当でないと判断した場合を除いて、「障がい」と表記し、人を表す場合には「障がい者」や「障がい児」、「障がいの(が)ある人」、「障がいの(が)ある子ども」と表記しています。

福祉制度一覧表

事業名等		概要	身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者保健福祉手帳			難病患者等	課税所得要件	年齢要件	頁
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B1	B2	1級	2級	3級				
1 相談・窓口	(1) 障がい者相談事業所	障がいに関する相談支援や各種申請の窓口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		−	6
	(2) 障がい者相談員		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		−	7
	(3) 障がい者虐待防止センター		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		−	7
	(4) 障がい者団体		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		−	8
	(5) 障がい福祉サービス事業所		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		−	10
	(6) 障がい福祉行政機関		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		−	12
2 障害者手帳	(1) 身体障害者手帳	身体障がい者に対して手帳を交付	○	○	○	○	○	○									−	13
	(2) 療育手帳	知的障がい者に対して手帳を交付							○	○	○						−	14
	(3) 精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者に対して手帳を交付										○	○	○			−	15
3 手当・年金等	(1) 特別障害者手当	常時介護を必要とする重度障がい者へ手当を支給	△	△	△				△			△			△	有	20 上	18
	(1) 障害児福祉手当	常時介護を必要とする重度障がい児へ手当を支給	△	△					△			△			△	有	20 未	18
	(2) 特別児童扶養手当	障がい児を自宅養育している保護者へ手当を支給	○	○	△	△			○	△		△	△	△	△	有	20 未	18
	(3) 児童扶養手当	ひとり親、父か母に重度障がいがある場合の養育者へ手当を支給	○	○	△	△			○	△		△	△	△		有	20 未	19
	(4) 心身障害児介護手当	障がい児と生計を共にし、介護している人へ手当を支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○						20 未	19
	(5) 心身障害者扶養共済制度	保護者に万一のことがあった場合の終身にわたる年金を支給	○	○	○				○	○	○	○	○	○			−	20
	(6) 生活福祉資金貸付制度	生活に必要な経費に対する資金を貸付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			−	21
	(7) 障害年金	一定程度の障がいの状態になった人へ年金を支給	P21のとおり														20 上	21
	(8) 特別障害給付金																	21
4 医療	(1) 重度心身障害者医療費の助成	重度障がい者へ医療費を助成	○	○	△				○	△		障害年金1級10号、11号				有	−	22
	(2) 人工血液透析患者通院費の助成	人工血液透析患者へ通院費を助成	人工血液透析通院患者													有	−	23
	(3) 後期高齢者医療制度の適用	65 歳から後期高齢者医療保険加入が可能	○	○	○	△			○			○	○				65 上	23
	(4) 自立支援医療の給付 更生医療	障がいの軽減を図るために必要な医療に対して医療費を支給	△	△	△	△	△	△								有	18 上	24
	(4) 自立支援医療の給付 育成医療		△	△	△	△	△	△							△	有	18 未	24
	(4) 自立支援医療の給付 精神通院医療											△	△	△	△	有	−	24
5 福祉用具	(1) 補装具費の支給	障がいを補完、代替する補装具に係る費用を支給	△	△	△	△	△	△							△	有	−	26
	(2) 日常生活用具の給付	日常生活に必要な用具を給付	△	△	△	△	△	△	△						△	有	−	27
	(3) 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等助成事業について	補聴器の購入費等の一部を助成します														有	18 未	28
	(4) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	日常生活に必要な用具を給付	小児慢性特定疾病児童に限る													有		29
	(5) 福祉機器リサイクル事業	家庭等で不用となった福祉機器をリサイクル貸与	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		−	29
	(6) 身体障害者補助犬給付事業	盲導犬、介助犬、聴導犬を給付します	△	△													18 上	30
6 障がい福祉サービス	(1) 介護給付	居宅・訪問・日中活動などの介護に対する支援	障がい支援区分の認定が必要													有		31
	(2) 訓練等給付	機能・生活・就労などの訓練等に対する支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	−	31
7 地域生活支援	【地域生活支援事業】																	
	(1) 相談支援事業	障がいに関する相談支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		−	36
	(2) 意思疎通支援事業	手話通訳・要約筆記者を派遣	聴覚・言語障がい者														−	36
	(3) 日常生活用具の給付	日常生活に必要な用具を給付	△	△	△	△	△	△	△						△	有	−	36
	(4) 移動支援事業	ヘルパー付き添いによる外出・移動を支援	△	△	△				○	○		○	○		△	有	−	36
	(5) 地域活動支援センター事業	地域活動支援センターでの創作・生産活動を支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		−	36
	(6) 訪問入浴サービス事業	重度身体障がい児・者に入浴車を派遣	○	○												有	−	37
	(7) 更生訓練費給付	社会復帰の促進を図るための更生訓練費を支給	自立訓練、就労移行支援の受給者、更生擁護施設入所者													有	−	37
	(8) 知的障害者職親委託制度	職親による生活指導及び技能習得訓練を支援							○	○	○						−	37
	(9) 日中一時支援事業 日中短期入所	日中活動の場の提供し、家族の就労・休息を支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	−	37
	(10) 社会参加促進事業 手話・音訳・点訳奉仕員養成事業	手話通訳者、音訳・点訳ボランティアを養成															−	38
	(10) 社会参加促進事業 点字・音読広報発行	市広報を点字・音読資料により提供	視覚障がい者														−	38
	(10) 社会参加促進事業 知的障害者本人活動支援事業	権利や自立のための活動に対する支援							○	○	○						−	38

事業名等				概要	身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者保健福祉手帳			難病患者等	課税所得要件	年齢要件	頁
					1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B1	B2	1級	2級	3級				
7 地域生活支援	(10)	社会参加促進事業	障がい者スポーツ大会	年に一度開催するスポーツ大会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		－	38
			自動車改造助成事業	所有・運転する自動車の改造に要する経費を助成	上肢、下肢、体幹													有	－	38
			自動車運転免許取得助成事業	自動車運転免許取得に要する経費を助成	○	○	○	△	△	△								有	－	38
	(11) 福祉機器リサイクル事業			家庭等で不用となった福祉機器をリサイクル貸与・給付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		－	39
	(12) 成年後見制度利用支援事業			成年後見制度を利用する要支援者に審判の申立て等を支援							△	△	△	△	△	△			－	39
	(13) 療育等援助事業			早期療育による障がいの軽減や生活能力の向上							△	△	△						－	39
	(14) 市民手話講習会			手話の体験教室を開催します。															有	39
	【その他の助成・支援事業】																			
	(1) 日常生活用具の給付（住宅改修費）			住宅改修に要する経費を助成	△	△	△										△	有	－	40
	(2) タクシー料金助成事業			重度障がい者へタクシー利用券（基本料金額）を交付	△	△					△							有	－	41
	(3) 心身障害者等理容等サービス事業			居宅において理容・美容サービスを実施	在宅で寝たきりの人														－	41
	(4) リフト付福祉バス運行事業			各種事業や研修会、スポーツ活動等の際にリフト付きバスを利用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			－	42
8 障がい児通所支援	(1) 児童発達支援			動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	未就学児	43
	(2) 医療型児童発達支援			児童発達支援及び治療を支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	未就学児	43
	(3) 居宅訪問型児童発達支援			重度障がい児等の居宅を訪問し、児童発達支援を行なう。	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	有	未就学児	43
	(4) 放課後等デイサービス			授業終了後などに生活能力の訓練や交流促進等を支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	小学生中・高校生	43
	(5) 保育所等訪問支援			保育所を訪問し、集団生活の適応などを支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	未就学児	43
9 税金の減免	(1) 軽自動車税、自動車税、自動車取得税の減免			自動車税、軽自動車税、自動車取得税を減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				－	44
	(2) 税の障害者控除等			所得税、住民税、相続税、贈与税などの控除、非課税措置	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			－	46
10 各種割引・優遇措置	(1)	各種交通機関の運賃割引	JR 九州 (鉄道)	運賃が半額（本人のみの場合は片道101km 以上利用）	○	○	○	○	○	○	○	○	○						－	47
			航空	運賃割引、内容は各会社で異なる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			－	47
			カーフェリー	運賃割引、内容は各会社で異なる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			－	47
			宮崎交通バス	普通乗車運賃が半額。定期乗車運賃が 3 割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			－	47
			日向ぷらっとバス	運賃が半額、介護者は無料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			－	47
			タクシー（県内）	運賃が 1 割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			－	47
	(2) 有料道路の通行料金割引			通行料金が通常料金の半額	○	△	△	△	△	△	○	△	△						－	48
	(3) おもいやり駐車場利用証の交付			身体障がい者用駐車場の利用を適正化する	○	○	△	△	△	△	○			○			○		－	49
	(4) ヘルプマーク・ヘルプカード			援助を得やすくなれるよう、作成されたマーク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		－	50
	(5) 駐車禁止規制の適用除外			駐車禁止規制の適用が除外される	△	△	△	△	△	△	○			○					－	50
	(6) NHK 放送受信料の免除			非課税世帯は全額免除。重度・視覚・聴覚障がいは半額免除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		有	－	51
	(7) 電話番号案内 (104) の無料利用			電話番号案内（104）が無料で利用可能	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○			－	51
	(8) 携帯電話の料金割引			料金割引。内容は各会社で異なる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			－	52
	(9)	市内公共施設等の優遇措置	日向市障がい者センターあいとぴあ	交流室の利用料金の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			－	52
			日向市立図書館	字幕付ビデオテープの利用が可能	視覚障がい者														－	52
			市営住宅	市営住宅入居抽選会時に優遇	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			－	52
			市内保育所、認可保育園	保育料の半額減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		有	－	52

※ ○～概ね該当、△～一部該当（部位や要件等による）

※ 対象者については、目安です。要件に応じて該当・非該当になる場合がありますので、詳細は各事業の掲載ページをご参照ください。